平成２８年（フ）第２６８１号
神奈川県相模原市南区相南１―12―９アームズ東林間101号室、住民票上の住所神奈川県大和市下鶴間2773番地１
債務者　小宮　菜摘
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町97番地45　アステリア西谷201号
債務者　長澤　千永
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８号
横浜市緑区東本郷１丁目26番５号　ふじハイツ201号
債務者　鈴木　正直
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６６号
静岡県焼津市中里1157番地
債務者　伊熊　貞雄
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１号
熊本県上天草市姫戸町姫浦3043番地12、前住所熊本県熊本市中央区帯山５丁目２番２―104号
債務者　池田　明子
１　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第１２７３号
東京都多摩市東寺方３丁目１番地１―204
債務者　田中美奈子
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７２４号
横浜市港北区岸根町729番地２　クロスローズ岸根公園201
債務者　帆足　妙昌（旧名美保）
１　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１４５号
埼玉県蓮田市大字閏戸3904番地の５
破産者　株式会社アニモ
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００４号
千葉県市原市八幡1479番地11　シエロ八幡宿106
破産者　野口　理香（旧姓高比良）
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
岐阜市江崎北２番32号
破産者　株式会社みのり
１　決定年月日　平成29年１月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７７８号
北海道千歳市朝日町８丁目1206―219、商業登記簿上の本店所在地旭川市神楽岡５条５丁目１番４号
破産者　株式会社エープロジェクト
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
宮城県石巻市南中里２丁目３番８号
破産者　石巻マルウオ株式会社
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２９７号
埼玉県東松山市白山台９番地３
破産者　有限会社オプショナルパーツ
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３４０号
千葉県市川市市川南３丁目14番11号914室
破産者　梅澤　　清
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９７号
千葉県市川市新浜１丁目３番16号
破産者　関口　浩之
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９０号
千葉県船橋市東中山１丁目25番２号　オダイバハイツ202号
破産者　高渕　明恵
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０号
長野県佐久市根岸4142番地１
破産者　有限会社メテオシステム
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５４３号
静岡市駿河区丸子６丁目18番20号
破産者　株式会社ＡＬＰＨＡ
１　決定年月日　平成29年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部